

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメントの募集要領

■意見募集対象

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課（東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階）

■意見募集期間

平成23年2月22日（火）～平成23年3月23日（水）

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

- (1) FAXの場合 FAX番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛
（「建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記して下さい。）
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス：kenshi@mlit.go.jp
（電子メールの題名を「建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」として下さい。）

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

平成22年6月に施行された建築確認手続き等の運用改善により、相当程度確認審査の迅速化等が図られたところ。一方で、建築確認・審査手続の簡素化等については、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月閣議決定）において、「必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる」とこととされるなど、建築確認手続きの更なる運用改善への要請に応える必要がある。このため、先般の運用改善の際に確認申請図書の簡素化が十分に措置されていなかつた分野等に関して建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）を改正し、確認申請図書の更なる簡素化等を図るものである。

2. 概要

一、確認の申請に係る図書及び書類の簡素化

(1) 建築物関係（第1条の3関係）

- ① 構造計算適合性判定を要する建築物を含む複数の建築物の確認申請において、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類について、二通の副本のうち一通への添付を不要とする（第1項第1号、第4項第1号）
- ② 「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とする（第1項第4・6号、第4項第4・6・7号）
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第2項に規定する「証明書の写し」について、その一部である構造計算書の提出を不要とする（第1項第5号）
- ④ 法第28条の2の規定が適用される建築物に関して添付する「使用建築材料表」において明示すべき事項とされている「内装の仕上げに用いる建築材料の面積」について、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料においては、当該図書への明示を不要とする（第1項表2(11)）
- ⑤ 法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」について、当該図書への明示を不要とする（第1項表2(19)～(36)、(38)、(39)、(47)、(48)）
- ⑥ 法第56条第7項が適用される建築物に関して添付する「隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、天空図の半径を10cm未満でよいものとする（第1項表2(29)）
- ⑦ 法第56条の2が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」について、当該図書への明示を不要とする（第1項表2(30)）

(2) 建築設備・工作物関係（第2条の2、第3条関係）

- ① 「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とする（第2条の2第1項第3号、第3条第1項第3号、同条第2項第4号、同条第3項第4・6・7号）
- ② 建築士法第20条第2項に規定する「証明書の写し」について、その一部である構造計算書の提出を不要とする（第3条第3項第5号）

二、完了検査・中間検査の申請に係る書類の簡素化（第4条、第4条の8関係）

- ① 「内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材

料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真」の提出を不要とする（第4条第1項第2号、第4条の8第1項第2号）

- ② 「建築士免許証等の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とする（第4条第1項第8号、第4条の8第1項第7号）

三、一団地認定による制限の緩和に係る書類の簡素化（第10条の16、第10条の21関係）

- ① 天空図の半径を10cm未満でよいものとする（第10条の16表(に)、(ほ)、(へ)、第10条の21表(ほ)、(へ)、(と)）
- ② 「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」について、当該図書への明示を不要とする（第10条の16表(と)、第10条の21表(ち)）
- ③ 「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とする（第10条の16表(と)、第10条の21表(ち)）

四、その他

所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成23年4月下旬
施	行	平成23年5月1日